

令和6年能登半島地震災害に係る税制上の対応 ③

<被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例>

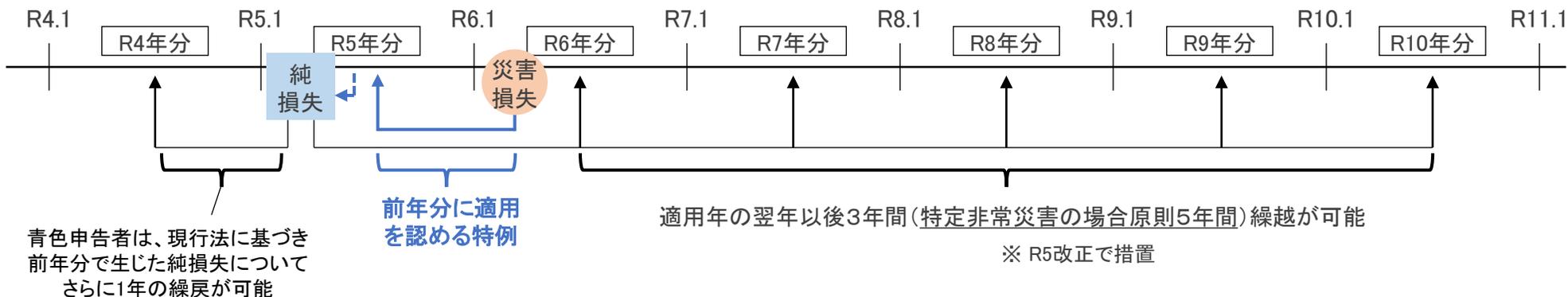
【一般制度】

- ・ 災害による事業用資産等の損失額については、その年分の事業所得等の計算上、必要経費に算入する。
- ・ 純損失の金額について、翌年以後3年間(特定非常災害の場合は原則5年間)繰越が可能。

※上記は青色申告者の場合。白色申告者の場合、繰越できるのは、純損失のうち被災事業用資産の損失の額が限度。

【特例措置】

令和6年能登半島地震災害による事業用資産等の損失額について、前年分(令和5年分)の事業所得等の計算上、必要経費に算入することを可能とする。



※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できるとする。(申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。)

以上の対応案①～③の特例措置については、被災者が円滑に活用できるよう、国税庁等関係省庁は、法案の国会提出前であっても、措置の内容や個々の納税者の状況に応じた必要な手続等について、必要に応じて周知広報を行うこととする。